

長岡京市 助け合いとつながりのまちづくり条例骨子（案）

前 文

長岡京市は長い歴史と伝統に育まれた、とても住みやすいまちです。この長岡京市を未来につなげるためにも、多様化する市民ニーズや地域課題、度重なる自然災害などに対応していかなければなりません。それには行政の活動はもとより、地域の支え合いが重要です。

わが市ではこれまで、多くの市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、事業者等が活発な活動を展開し、行政とも連携してまちづくりを進めてきました。これは長岡京市が誇れるものの一つです。また、必ずしも組織・団体にとらわれず、テーマに共感した人たちが自由に参加するコミュニティ活動も新しく展開されるようになりました。

一方、わが市でも社会状況の変化などにより、自治会加入率の減少に見られるように、地縁的なつながりが希薄になっています。また、若い世代の参加が課題になっている市民活動団体もあります。あらためて、まちづくりの担い手をみんなで育てる必要があります。

わが市のまちづくりの基本的な考え方と仕組みを示す本条例の制定を契機に、地域における助け合いとつながりの必要性について認識を深め、子どもから子育て世代、そして高齢者まで誰もが主役となり、互いの意思を尊重しながら協力・連携して、「安心・安全で住みやすいまちづくり」を進めていきます。

（Ⅰ）目的

共助と連携（助け合いとつながり）により「安心・安全で住みやすいまちづくり」を進めるため、次の3つを定めることを目的とします。

- ①まちづくりの担い手たちが協力・連携してまちづくりを進める仕組みを定めます。
- ②まちづくりにおいて、市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、コミュニティ活動参加者、事業者（以下、「市民等」という。）に期待される役割と、行政のすべきことを定めます。
- ③まちづくりの担い手である市民等が活動しやすい環境づくりについて定めます。

（Ⅱ）基本理念

次の3つのまちづくりを目指します。

- ①地域のつながりを深め、日々を安心・安全に暮らせるまちづくり
- ②それぞれの自主的な活動が尊重される活力のあるまちづくり
- ③多様な主体の参加と協力・連携によるまちづくり

（Ⅲ）用語の定義

条例で使われる用語を定義します。

- ①まちづくり
安心・安全で住みやすい生き活きとしたまちをつくること
- ②市民（関係人口を含む）
- ③地縁団体（自治会、地域コミュニティ協議会など）

- ④市民活動団体・非営利団体（任意団体、NPO 法人、社団法人など）
- ⑤コミュニティ活動参加者（テーマに共感した人が自由に参加する活動に参加する人たち）
- ⑥事業者（企業など）
- ⑦行政（市長など市の執行機関）

（Ⅳ）地域における共助及び協力・連携

まちづくりに必要不可欠な「自助・共助・公助」のうち、「共助」は、まちづくりの基盤であり、「地域において互いに助け合うこと」と定義します。

市民等がそれぞれまちのことに向き合うことが大切であり、行政も含め、互いに協力・連携することを目指します。

特に、これまで機会が少なかった子どもたちや若い世代のまちづくりへの参加を大切にします。

（Ⅴ）市民に期待する役割

子どもから子育て世代、そして高齢者まですべての市民は、まちづくりの重要な担い手であり、次の役割を期待します。

- 地域の問題に関心を持ち、話し合い、自分のこととして考え、行動する
- 共感できる活動や団体に参加する
- 地域とコミュニケーションをとり、情報を得る

（Ⅵ）自治会に期待する役割

地域住民によって結成され、自主的に運営される自治会は、コミュニティ形成の担い手であり、次のような役割を期待します。

- 地域に住む人と人をつなぎ、生活に必要な情報を共有する
- 地域の住民間の助け合いや見守りをすすめる、災害時にも協力し合える安心・安全の地域をつくる
- 必要に応じて行政や他のまちづくりの担い手と協力・連携し、住民生活の向上を図る
- 自治会活動への住民の共感を高め、地域の魅力を共有し、会員をより拡大する

（Ⅶ）地域コミュニティ協議会に期待する役割

地域コミュニティ協議会は、地域住民によって設立・運営される概ね小学校区単位の自主的な地縁団体であり、次のような役割を期待します。

- 自治会単位よりも広域な課題に取り組む
- 地域におけるまちづくりの担い手が情報交換をし、協力・連携するきっかけをつくり、まちづくりの担い手の拡大にもつなげる
- 地域に住む人と人をつなぎ、地域コミュニティの情報を共有する

（Ⅷ）市民活動団体・非営利団体、コミュニティ活動参加者に期待する役割

- 自主的で非営利の活動を通して、市民生活の向上に貢献する
- 必要に応じて行政や他のまちづくりの担い手と協力・連携し、安心・安全で住みやすいまちづくりに貢献する

(IX) 事業者に期待する役割

- 営利事業を含めた自らの活動を通じ、事業者の特性を活かして、市民生活の向上に貢献する
- 行政や他のまちづくりの担い手と協力・連携し、安心・安全で住みやすいまちづくりに貢献する

(X) 行政のすべきこと

- 市民等の自主的活動を尊重する
- 市民等に期待する役割に対し必要な支援をする
- 市民等との対話を積極的に行う
- まちの課題に対する将来の目標を提示し、市民等と対話する

(XI) 情報の共有

共助と連携を豊かにするためには、行政と市民等との情報共有が不可欠です。

- 1 行政は透明性を確保するとともに、市政情報を積極的に提供・公開して、市民等と共有するため、次のことを責務とします。
 - 行政の活動を市民に説明する責任を持つ
 - 「長岡京市情報公開条例」に則り、市政情報を積極的に提供・公開する
 - 市政情報の提供・公開に当たり、部局横断的な対応に努める
 - 「市民に伝わる」情報提供のため、広報紙、ホームページ、LINE、ツイッター、フェイスブック、FM放送など、様々なツールを積極的に取り入れる
 - 誰一人取り残さない情報提供を心掛ける
 - 以上の達成状況について、市民の評価を受ける場を設ける
- 2 市民等には次のことを期待します。
 - 自らの活動の情報発信に努める
 - 市政情報を積極的に入手するよう努める

(XII) 多様な市民と行政がまちづくりを考える場

多様な市民と行政が一緒にまちづくりを考える場を設けます。

- 参加者は無作為抽出の方式で選ぶ
- 年齢、性別、職業、居住地域など多様な市民が、その時のテーマについて意見交換する
- 地域における特定の活動などには参加しておらず、普段は発言する機会の少ない市民も積極的に発言する場となるようにする
- 議論の内容は、まちづくりのそれぞれの担い手と共有する
- この場の参加者から、市民等の活動の新たな担い手が生まれることを期待する

(XIII) 「助け合いとつながりの日」

本条例の内容をより多くの市民が共有し、みんなで「安心・安全で住みやすいまちづくり」を進めるため、本条例施行日を「長岡京市 助け合いとつながりの日」(※名称を検討中)と定めます。

附 則

本条例は〇〇年〇月〇日から施行します。